

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要領の一部改正について (地域医療介護総合確保基金を活用した事業分)

1 改正理由

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の改正（補助単価の改正）に伴い必要となる改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 第3の4(1)中の「知事が別に定める要件」の追加（国管理運営要領に基づく改正）

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に係る事業を除く。）において、条件を満たす場合には、災害復旧時に当該事業を活用できるという文言等を追加する。

(2) 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等を促進するための取扱いの追加（国管理運営要領に基づく改正）

国の地域医療介護総合確保基金管理運営要領の改正に伴い、第3の5を新設し、災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等を促進するための取扱いを追加する。

<主な取扱い>

- ・災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、補助の対象としない。
- ・災害イエローゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、補助の対象としない。ただし、所定の条件に該当する場合には補助の対象とすることができる。
- ・令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、要綱別表1に規定する「地域密着型サービス等整備等助成事業のうち、施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業及び空き家を活用し、かつ、施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業」の対象としない。

3 施行期日

要綱改正の公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。